

平成 年 月 日

（名 称）上三川町地域公共交通会議

（代表者名）会長 青山 誠 邦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1) 目的

- ① 高齢社会に対応すべく、「高齢者が必要とする」、「高齢者が利用しやすい」地域公共交通の整備を図る。
- ② 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
- ③ 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。

2) 必要性

マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、高齢者の中には、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている町民も少なからず存在する。今後、高齢化社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、町の第6次総合計画後期基本計画において、重点テーマの1つに「道路交通網の整備」を掲げ、公共交通の充実を求める町民ニーズへ対応するための取り組みを進めることとしている。

このような中、平成20年3月から運行を開始した巡回バスの利用者数が、1日26人程度と低迷していることから、巡回バス運行契約終了後（平成25年3月～）の本町における公共交通のあり方についてアンケート調査を実施し、総合的な検討を重ね、上三川町地域公共交通整備計画を策定した。この計画に基づき、「巡回バス」に代わり、本町の実態に即した長期的で持続可能な地域公共交通システムとしてデマンド交通を選定し、平成25年3月1日から運行を開始したところである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ① 高齢者等の通院のための移動手段を確保する。
- ② 高齢者等の買い物のための移動手段を確保する。
- ③ 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域を解消する。
- ④ 町内はもとより、隣接する市の病院や商業施設等への移動手段を確保する。
- ⑤ 一日あたり50人分の移動手段を確保する。

(2) 事業の効果

本事業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ① 町民が広く「デマンド交通」を利用することによる公共交通の利用者数の増加と運賃収入の増加。
- ② 自動車を利用出来ない高齢者等が必要とする公共交通サービスの継続的な提供。
- ③ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進、並びに「引きこもり」の減少や健康の維持・増進。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

1) 運行系統・運行区域の概要

運行区域については、町内全域に加え、隣接する市の病院、商業施設及び駅を含むものとする。ただし、町外において町外施設以外での乗降及び町外施設間の運行は、行わないものとする。

運行区域	町内全域		
運行区間	町外 施設	病院	自治医科大学附属病院・石橋総合病院・宇都宮社会保険病院
		商業 施設	福田屋百貨店（FKD インターパーク店） スーパーマーケットかましん（自治医大店・石橋店）
		駅	J R石橋駅東口・J R自治医大駅東口・J R雀宮駅東口

2) 事業の概要

- ・町が事業主体となり、デマンド交通を実施する（道路運送法の4条許可）。
- ・運行方式は、高齢者が利用しやすい、ドア・トゥ・ドア（戸口から戸口）方式のフルデマンドとし、事前予約に応じて、自宅から目的地まで乗客を乗合にて送迎する。
- ・運行日は、平日とし、土曜、日曜、祝日、振替休日及び年末年始（12/29～1/3）を除くものとする。
- ・運行時間は、午前8時から午後5時までとし、原則として1時間に1便の運行とする。1日あたり9本とする。
- ・運行台数は、ワンボックス型タクシー（乗客4人乗り）を2台とするが、利用状況に応じて、車種及び台数を見直すものとする。
- ・運賃は、均一運賃を設定、
 - 町内（中学生以上 200 円・小学生 100 円・未就学児無料）
 - 町内⇄町外（中学生以上 300 円・小学生 100 円・未就学児無料）

<p>3) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証運行の実施期間は、平成25年3月1日～平成28年3月31日の3年1ヶ月とする。実証運行を行う中で、町民の要望等を踏まえて適宜点検し、見直しして本運行（平成28年4月1日～）に繋げていくものである。 <p>4) 運行予定者</p> <p>→ 表1のとおり</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>→ 表2のとおり</p> <p>※ 総事業費から運賃収入及び広告収入、国庫補助相当額を控除した額を上三川町が負担する。</p>
<p>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日あたりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p>
<p>地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし</p>
<p>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p>
<p>該当しないため記載なし</p>
<p>7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p>
<p>→ 表5（地図）のとおり</p>
<p>8. 車両の取得に係る目的・必要性</p>
<p>車両の取得を行わないため記載なし</p>

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため記載なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

車両の取得を行わないため記載なし

11. 協議会の開催状況と主な議論

平成24年2月22日 平成23年度第2回地域公共交通会議開催。
上三川町地域公共交通整備計画を承認。

平成24年5月29日 平成24年度第1回地域公共交通会議開催。
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成25年4月25日 平成25年度第1回地域公共交通会議開催。

12. 利用者等の意見の反映状況

上三川町地域公共交通整備計画策定にあたってアンケート調査及びパブリックコメントを実施。

意見集約の方法	期間	備考
アンケート調査	H23.4~H23.5	回収率 70.3% (1,406件/2,000件)
パブリックコメント	H23.12.19~H24.1.17	1件

上三川町地域公共交通会議の委員に住民の代表として上三川町自治会長連絡協議会会長を委嘱。

13. 協議会メンバーの構成

上三川町地域公共交通会議 メンバー

構成員	構成員名称
町長又はその指名する者	副町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	関東自動車（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者	関東交通（株）
栃木運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局栃木運輸支局
住民又は利用者の代表者	上三川町自治会長連絡協議会会長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	栃木県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者又はその指名する者	宇都宮土木事務所
	上三川町都市建設課
下野警察署長又はその指名する者	下野警察署
その他町長が必要と認める者	栃木県県土整備部交通政策課
	上三川町社会福祉協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
栃木県 上三川町	関東交通株式会社	上三川町デマンド交通	地域内フィーダー				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
栃木県 上三川町	関東交通株式会社	上三川町デマンド交通	地域内フィーダー				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準ニで該 当する要件
栃木県 上三川町	関東交通株式会社	上三川町デマンド交通	地域内フィーダー				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	関東交通株式会社	26年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	0千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北関東ブロック	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間						
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ										
北関東	1	上三河野デマンド型	町内及び町外9カ所			244	2,196	1	時間	0	時間	0	時間	100%	2,196	時間			
合計	系統							1	時間	0	時間	0	時間		1,305	時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ク以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
北関東	1	円	円	円	円				
		円	円	0円	円	千円	千円		
		円	円	0円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円				

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北関東	1	円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		
合計		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	関東交通株式会社	27年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニニホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニニチ
北関東ブロック	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間					
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ									
北関東	1	上三河野デマンド型	町内及び町外9カ所			242	日	2,178	回	1	時間	0	時間	0	時間	100%	2,178	時間
							日		回		時間		時間		時間	%	時間	
							日		回		時間		時間		時間	%	時間	
							日		回		時間		時間		時間	%	時間	
合計	系統							1	時間	0	時間	0	時間		2,178	時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ク以上の額:コ	カーヨニタ	タ×ヲニツ	ネ	ネ×1/2ニナ	ラ	ム
北関東	1	円	円	0	円	0	円	千円	千円
		円	円	0	円		円	千円	千円
		円	円	0	円		円	千円	千円
		円	円	0	円		円	千円	千円
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
北関東	1	円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	関東交通株式会社	28年度
------	----------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北関東ブロック	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
北関東	1	上三河野デマンド型	町内及び町外9カ所			244	2,196	1	時間	0	時間	100%	2,196
									時間		時間	%	時間
									時間		時間	%	時間
									時間		時間	%	時間
合計	系統						1	時間	0	時間		2,196	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ク以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
北関東	1	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	0円	円	千円	千円		
		円	円	0円	円	千円	千円		
		円	円	0円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北関東	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		円	円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ラ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	上三川町
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	31,617
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

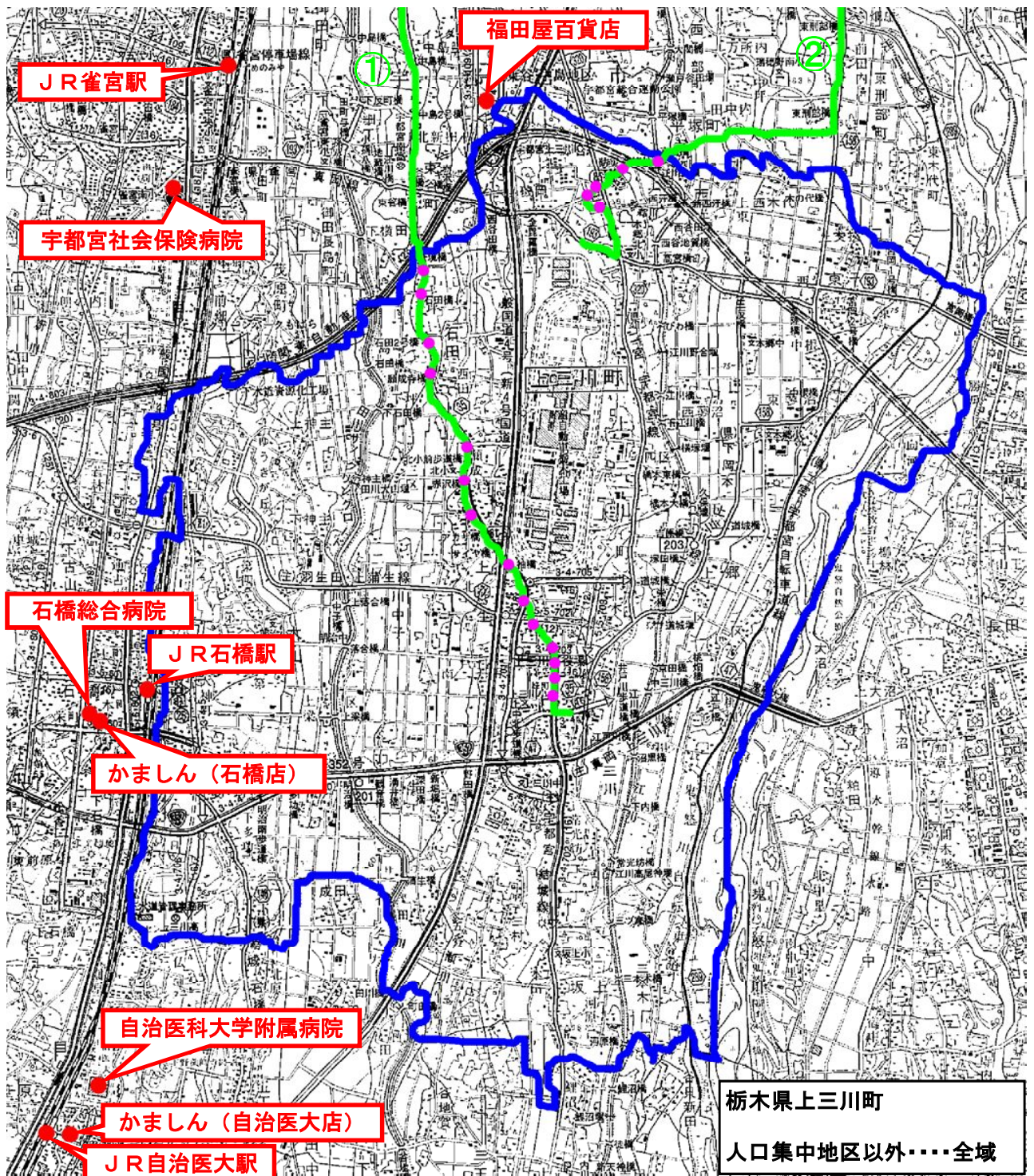
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4-3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

表 1・表 5 添付資料



凡例			
—	幹線系統		
①	関東バス(駒生営業所～上三川車庫)		
②	関東バス(駒生営業所～本郷台西汗)		
—	行政区域境		
●	幹線系統バス停留所(上三川地域内)		
●	区間運行場所(×9)	宇都宮市	JR雀宮駅
		下野市	JR石橋駅
			JR自治医大駅
		福田屋百貨店	宇都宮社会保険病院
		石橋総合病院	かましん石橋店
		自治医科大学附属病院	かましん自治医大店